

平成28年第1回長万部町総合教育会議（議事録）

- 1 開催日時 平成28年2月18日（木）
開会：午後3時00分 閉会：午後4時40分
- 2 開催場所 長万部町役場2階庁議室
- 3 議題 《報告事項》
 - (1) 平成28年度当初予算要求における教育委員会の主な事業について
 - (2) 平成27年度卒業式日程及び平成28年度新入学児童生徒数について
 - (3) 平成27年度長万部町教育功労・実践活動顕彰表彰者について《協議・調整事項》
 - (1) 「コミュニティ・スクール」の導入について
 - (2) 長万部町子どもいじめ防止条例の制定について
- 4 出席委員 町 長 木 幡 正 志 教育委員長 北 山 陽 子
教育委員 村 上 学 教育委員 小 野 雄 二
教育委員 大 山 喜美子 教 育 長 鈴 木 祐 司
- 5 欠席委員 なし
- 6 会議に出席した事務局職員等
事 務 局 本 前 武 広（総務課長）
事務局・説明員 佐 藤 久（総務課総務係長）
説 明 員 横 井 由紀子（教育委員会事務局教育次長）
説 明 員 米 代 剛（教育委員会事務局主幹兼学校教育係長）
説 明 員 池 田 稔（教育委員会事務局主幹兼社会教育係長）
説 明 員 前 田 和 也（教育委員会学校給食センター主査）
- 7 傍聴者 なし
- 8 議事の経過 別紙のとおり

開会

●事務局（総務課長）

皆さんこんにちは、平成28年第1回長万部町総合教育会議を開会いたします。

はじめに、町長から開会にあたってのご挨拶をお願いいたします。

●木幡町長

どうもこんにちは。本日は、大変お忙しい中、長万部町総合教育会議にご出席を頂き誠にありがとうございます。

教育委員の皆様には、日頃より本町教育の充実、発展、さらには子どもたちの健全育成のためにご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。

昨年10月には、法改正後初めての総合教育会議を開催し、皆さんのご協力のもと、この会議の実施要綱及び教育大綱を策定することができました。また、皆さんとの意見交換もでき、大変有意義な会議だったと思っております。

本日は、報告事項3件と協議・調整事項2件の合わせて5件の議題を予定しております。

まだまだ議題の内容等については手探り状態であり、事務局も苦慮していることと思っておりますが、回を重ねるごとに、首長と教育委員会が相互に教育行政の方向性を共有し、その役割と責任に応じ、より一層の連携が図られるような、意義のある総合教育会議にしていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いを申し上げます。

●事務局（総務課長）

ありがとうございました。

続きまして、教育長からご挨拶を頂きたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

●鈴木教育長

改めまして、皆さんこんにちは。

町長におかれましては、平成28年第1回、実際には年度の中では、2回目の総合教育会議になりますけれども、開催させて頂きましてありがとうございました。

例年この時期は、役場としても教育委員会としても予算の時期でして、次年度の教育政策に向けた検討をしている時期でもあります。また、それに伴う予算の計上のしかた、或いは積算についても、実行が上がるものというスタンスの中で進めているところであります。また、次年度の町政のありようを見据えた取組も大事にしていきたいと考えているところです。

今年度は、2回目となる総合教育会議でありましても、まずは制度上、法令に基づいた会議の中で教育委員の皆さんが委員として、本町の子どもたちの教育にとって何が必要か、そしてまた、何を進めていくと良いのかというあたりのスタンスでご意見を頂けるといのは、大変、教育行政を進めていく上では、ありがたいと思っております。

本日そうした中で、意見交流ができることを期待しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、教育委員の皆さんには、引き続いてという会議になりますものですから、長丁場になりますけれども、合わせてどうぞよろしく申し上げます。

●事務局（総務課長）

ありがとうございました。

それでは議題に入りますが、「長万部町総合教育会議運営要綱」により、本会議の議長は町長が務めることになっておりますので、ここからの進行をお願いいたします。

●木幡町長

それでは、次第に沿って進行させていただきます。次第の3、議題に入ります。

はじめに報告事項として、(1)平成28年度当初予算要求における教育委員会の主な事業について、(2)平成27年度卒業式日程及び平成28年度新入学児童生徒数について、(3)平成27年度長万部町教育功労・実践活動顕彰表彰者について、資料が1枚にまとめてありますので、3件一括して説明員から説明をお願いいたします。

報告事項

- (1)平成28年度当初予算要求における教育委員会の主な事業について
- (2)平成27年度卒業式日程及び平成28年度新入学児童生徒数について
- (3)平成27年度長万部町教育功労・実践活動顕彰表彰者について

●説明員（主幹兼学校教育係長）

それでは、私の方からご報告申し上げます。

まずはじめに、(1)平成28年度当初予算要求における教育委員会の主な事業について、ご説明させていただきます。

最初に学校教育からです。

まず始めに小学校、①としましては、小学校教育用、児童用となりますが、パソコンの購入で1千65万1千円を予算要求してございます。

続きまして、②長万部小学校体育館非構造部材落下防止対策点検調査業務委託、こちらについて

は百30万6千円計上してございます。③としましては、静狩小学校体育館内壁塗装工事98万3千円を計上してございます。

続きまして中学校、中学校も中学校教育用、生徒用のパソコンの購入を計上しております。1千10万5千円計上してございます。②としまして、長万部中学校の体育館非構造部材落下防止対策点検調査業務委託、これを百80万4千円計上してございます。

続きまして社会教育分野です。社会教育につきましては、①として学習文化センター舞台調光設備交換工事を3千3百万5千円で要求してございます。②としてシャクシャイン古戦場跡碑設置工事につきましては、3百万円計上しています。

続きまして、給食センターにつきましては、①食器洗浄機タッチパネル故障に伴う部品の改造修理に3百61万8千円、②消毒保管庫入替工事で百30万6千円計上してございます。

続きまして(2)になります。平成27年度卒業式日程及び平成28年度新入学児童生徒数についてです。

まず、卒業式の日程です。長万部中学校につきましては、3月14日月曜日10時から開催されます。続きまして、静狩小学校及び長万部小学校につきましては、3月18日金曜日の10時から実施予定となっております。

続いて新入学児童生徒数ですが、長万部小学校につきましては、男子児童19名、女子児童17名の計36名が入学予定、静狩小学校につきましては、男子児童1名、女子児童2名の3名が入学予定となっております。町内の小学校に入学する予定者数の総数は、男の子が20名、女の子が19名の39名となっております。小学校の方の入学式の日程は、4月6日水曜日、静小も長万部小学校も同日でございまして、10時30分からの予定となっております。

続きまして中学校です。中学校に入学される新1年生の数は、男子生徒が14名、女子生徒が23名の計37名となっております。入学式日程は、同じく4月6日水曜日の13時30分からというふうになっております。

続きまして、③、最後になります。平成27年度長万部町教育功労・実践活動顕彰表彰者についてです。一つの団体と一個人の推薦を頂きました。まずは長万部町文化協会さんからのご推薦を頂きまして、社会教育顕彰の方で表彰候補となっております長万部ハムクラブ、無線を実施している団体でございます。その団体の表彰と、もうひとかた長万部中学校の方からご推薦を頂きました児童生徒実践活動顕彰ということで、個人であります。長万部中学校3年生の濱野藍里さん、柔道部、こ

の方は、先般函館市で行われました柔道大会において、第三位をとられたということで中学校の方からご推薦を頂いてございます。なお、表彰式の日程につきましては、今月2月26日金曜日15時30分から、役場二階会議室で実施したいと思っております。

以上、報告事項三点について終わります。

●木幡町長

ただ今、説明がありました報告事項について、(1)平成28年度当初予算要求における教育委員会の主な事業についてに関して何かご質問、ご意見等があればお受けしたいと思います。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

●木幡町長

ご質問がありませんので、次に(2)平成27年度卒業式日程及び平成28年度新入学児童生徒数について何かご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

●木幡町長

ご質問がありませんので、次に(3)平成27年度長万部町教育功労・実践活動顕彰表彰者について何かご意見、ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

●木幡町長

ご質問がありませんので、以上で報告事項を終了します。

続きまして、協議・調整事項の(1)「コミュニティ・スクール」の導入について、説明をお願いします。

協議・調整事項

(1)「コミュニティ・スクール」の導入について

●鈴木教育長

私の方から、コミュニティ・スクールのお話をさせていただきます。少しリラックスした中で、少し議会とは違って、会議ですので、少しリラックスした中でお話させていただきますので、ご了承ください。

また、教育委員の皆様には、先ほど平成28年度の教育行政方針の中で、コミュニティ・スクールに少し触れるものですから、お話をさせて頂いたことと若干重複する部分もありますが、ご容赦頂いて、お含み置き頂ければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

コミュニティ・スクールの資料につきましては、今回の資料に添付してありますので、ときどき頁数をお示ししながらご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

始めに、このコミュニティ・スクールっていうのは、教育委員さんにもご指摘頂いたんですけども、何か新しい学校を、今のある学校、小学校、中学校に持ち込むというものではなくて、学校運営協議会制度というありようを、今の学校に活かすという考え方の立場に立っておりますので、ご説明をしていきます。

まず始めに、地域社会のつながりということを考えてみますと、従前のつながりから随分希薄になってきた感じがしています。例えば、相当昔で申し訳ないんですけども、私が子どもの時には、私は函館に住まいしておりましたけども、地域にはとっても怖い大人の方がいました。銭湯に行くと、走り回ると怒鳴られる。それから石を投げると怒られるし、そういう地域社会が存在していました。合わせて、社会全体は今のように裕福ではありませんでしたけども、家庭教育は、多分きっと今よりは充実したのではないかと。家庭でしつけがなされていた時代です。また、子ども達の規範意識もそれなりにしっかりしていて、大人の方から学ぶ、そんな社会が存在していました。

また、学校の抱える課題は今の方がずっと複雑化、困難化しています。例えば、いじめとか、或いは暴力行為による問題行動だとか、それなりにあったでしょうけども今よりはもっと単純だったような気がしています。今、中学生高校生でスマホの話からラインでのいじめ云々が随分話題となっていますけども、もちろんそういう問題はありませんでした。

また、学校に今、よく話題になっている特別支援のありよう、グレーゾーンのお子さんの話題がなかった、そんな時代です。したがって学校は、教員だけで立ち向かえる、教員だけで学校の課題を解決できる、今よりはずっと解決できる時代が、ずっと続いていました。

ところが今は、大きく矛先が変わってきました。教員自体に目を向けても、教員の負担増が随分言われています。勤務時間増、或いは本来教員が子どもとじっくり立ち向かえる時間が少なくなっている。こういうことも教育の構造的な課題として指摘されているところです。

国では、平成27年6月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針では、学校を核とした、学校を中心とした地域力強化の観点から、全公立小学校において学校と地域が連携して協働する体制を構築するための、ここでいうコミュニティ・スクールや学校支援地域支援本部との取組の一層の強化が求められたところです。

コミュニティ・スクールを説明するにあたって、前段、学校の課題が、学校だけでは完結できない

ようになってきたという状況を少しお話させていただきました。

したがって、今後の方向としては地域住民と目標やビジョンを共有して、地域と一体となって学校の中の子ども達を育てていく、或いは地域の中の子ども達を育てていく、いわゆる地域とともにある学校、こういった転換が求められています。

また、地域の、現在もある様々な教育機関、或いは団体がそれぞれ結びつきながら、学校、地域、家庭が協力し合って、そして地域全体で学びを展開していく、もっといいうならば、子どもも大人も学びあっていく、そういう地域環境が求められているところです。

また、学校を核とした共同、共同というのは、ともに責任を取り合うという意味合いもあるんですけども、地域で将来を担う人材を育成したり、或いは、自立した地域社会の基盤を固めていく、いわゆる学校を核とした地域づくり、こういったことも視野に入れた教育が求められていく時代となりました。

それでは、コミュニティ・スクールについてお話をさせていただきます。

今日の資料の中で、「コミュニティ・スクールって何」という、文科省から一番近々に出てきた資料なんですけども、これに基づいて若干お話をさせていただきます。教育委員の皆さんには、先ほどと重複しますがご容赦ください。

話の内容は、私の方からの四つの観点からお話いたします。一つは、コミュニティ・スクールとは何か。二つ目は、この制度の良いところ。三つ目は、具体的に私どが何をするのか。四つ目は、28年度にもっと具体的に何をしたらいいのかについて焦点をあててお話をさせていただきます。

まず、1頁目をご覧ください。開きますと目次なんですけども、次の頁にコミュニティ・スクールって何、カッコして学校運営協議会制度と記載されておりますが、平成16年度に法律で制定されたものです。コミュニティ・スクールとは、保護者、地域住民、校長などから構成される地域運営協議会が設けられて、この中で学校の運営方針の基本方針を承認したり、或いは教育活動について意見を述べるという取組ができる制度であります。

二点目のこの制度の良いところとして、期待されるメリットとしましては、この制度を利用すると学校と地域の結びつきが強くなる。或いは学校、家庭、地域が協力して学校課題を解決することができる。三点目として、子ども達が地域への愛着心や地域の誇りを強く思う。そういう場になる。或いは四点目として地域の活性化、地区の課題解決など波及効果もあると言われております。

では、このコミュニティ・スクールでは何をするのかということですが、大きく三つの役割があります。

1 頁目、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校を指しますが、この中では、学校運営協議会の主な役割として、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。それから二点目として、学校運営について、教育委員会又は校長に委員の方が意見を述べるができる。三点目として、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができるとあります。

2 頁目をご覧ください。具体的には2 頁目に示していますが、コミュニティ・スクールの取組で広がる魅力ということで、このコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度を運用した場合に、子どもにとっての魅力、そこに4 点記載されています。子ども達の学びや体験活動が充実していくこと、自己肯定感や他人を思いやる心が育つ、地域の担い手としての自覚が高まる、防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活、子どもにとっての魅力として4 点記載しています。

教職員にとっての魅力として3 点そこに示しています。地域の人々の理解と協力、そして地域人材を活用した、子どもと向き合う時間の確保。

そして保護者にとっての魅力、3 点記載しています。学校や地域に対する理解、地域の中で育つ子ども、そして人間関係の構築。

地域の人々にとってということで4 点、生きがいや自己有用感、地域のよりどころ、地域ネットワーク形成、そして子どもにとってと重なりますが防犯・防災体制の構築という、この4 点であります。

平成16年度からスタートした事業なんですけども、既に取り組んでいる先進地、或いは先進校のアンケート結果が3 頁に示されています。

成果としては、学校と地域が情報を共有することができるようになった、或いは協力的になった、地域と連携した取組、特色ある学校づくり、保護者や地域の理解が深まった、学校関係者評価が効果的に行われるようになった、いずれも8 割を超えた評価を頂いています。

また、次の頁には、4 頁目ですけども、コミュニティ・スクール、この制度を利用したときの指定前、コミュニティ・スクールを指定する前に不安を感じていた部分と、それが指定後に、実際進んできたときの教職員の意識変化が示されています。例えば、このコミュニティ・スクール、何か新しい学校ができるような印象があるのか、管理職や教職員への勤務負担が増えるのではないかと

いうことを感じてらっしゃった方が61%いたのに対して51%、若干勤務の負担があるようには私も感じます。また、学校運営協議会の成果が不明瞭である、当初は46%であったものが実際に始まってみると、教職員の意識としては23%、4 分の1以下になった。或いは類似制度との違い、具体的に言いますと学校評議員という制度もあります。そういうものと混乱するとか、そういう意味合いかなと思っていますし、学校支援地域本部という文言もあるんですけども、そういった諸々の類似制度との違いということで、当初は4 割以上の不安があったけども、2 割に、18.7%になっていた。或いは従来の取組とは変わらないだろうという指摘もあつたり、活動費や委員謝礼の支弁が困難であるというような金銭的な課題も示されているところです。

実際には色々指摘があるわけですけども、ここで少しお話をさせていただきますが、6 頁をご覧ください。ここは、教職員の任用に関する意見、この学校運営協議会制度を利用すると、主な役割として3 点挙げていて、3 点目に教職員の任用に関して、この委員が教育委員会に教職員の任用に関して意見を述べるができるということについて、大変不安を感じているということも払拭できる資料の一つでもあるわけですけども、実際には私も市町村、市区町村教育委員会が都道府県教育委員会に、人事については内申しているわけです。今はその時期の真っ盛りです。任命権者は都道府県教育委員会ですので、そこで決定されるわけですけども、このコミュニティ・スクールを利用した場合には、校長の学校経営のありようとか、学校運営協議会が連携をする中で意思疎通をして、例えばこういうタイプの教員がほしいということについては当然上げられるかなと思っていますが、実際の所は、校長が、私どものことかというと、人事調書の中にそれぞれの希望が述べられるんです。ですから実際のところ、この学校運営協議会で人事にものを申してもなかなか通っていかないのが実態です。

道内の町村によっては、このコミュニティ・スクールを利用した、設置している学校では、この3 点目の人事については、任用に関しては外している町村もあります。これが任用に関する意見の対応かなと思っています。

特に中段の部分で、6 頁の中段ですけども、教職員の任用に関する意見の申し出について、指定前は22%の不安を感じていたところ、指定後、実際の所は0.6%、1%以下の状況であることを勘案すれば、まずは大丈夫かなと思っています。

また、教職員の任用に関する意見の申し出につ

いても、8割以上が申し出はなかったというデータもこれを示したところであります。

また、少し飛ぶんですけども12頁をご覧ください。これは、類似の組織があるのではないかという図式ですけども、コミュニティ・スクール、学校運営協議会を置く学校へつながっていく手順として、いくつかのパターンがありました。

一つは、一番左側の学校支援地域本部、公立小中学校の約30%で実施しているものです。これは、法的な措置はないんですけど、学校と地域との連携体制の構築を図るために、地域に位置付けた、そういう地域住民等とのボランティアの集まりで、過去に長万部小では3か年取り組んだ経緯があります。文科省からの事業費を頂きながら、いわゆる月学習とか、地域から来て頂いた講師の方に謝金を出していた、そういうことが過去には、本町の場合ありました。ただ、管内では学校支援地域本部、何年間かやった地域はありますけども、継続して現在続いている地域はありません。

また、学校評議員制度ですけども、現在長万部小学校、中学校でこの学校評議員制度は、前年1、2回集まって、学校の取組についてご意見を頂く、そういうことをして外部評価を頂いています。

また、右の方の学校関係者評価委員会というのは、学校関係者評議会のみを立ち上げた事例でして、これらを継続させていってコミュニティ・スクールを立ち上げていくという手法が示されています。類似の委員はありますけども、コミュニティ・スクールのありようとは若干違っているのが現状であります。

戻ります。7頁をご覧ください。7頁はコミュニティ・スクールを導入した場合に負担感があるのではないかということでご説明をします。

コミュニティ・スクール導入にあたっては、文科省で導入に向けて動き始めた地域、或いは導入して間もない地域に対する支援策を講じています。今回、私どもの方では、町の教育行政方針にも述べて、先ほど文言の若干の修正はあったんですが、教育委員さんの方からご指示頂いたところなんですけど、今回文科省の導入の促進に手を挙げるといいますか、導入促進を今後考えていきたいなと思っていました。と言いますのは、7頁の上の導入の促進、取組の充実、研修の充実とあるんですけども、コミュニティ・スクールを指定するのは、取組の充実のところなんです。私どもの方は、28年と29年度の前半でコミュニティ・スクールの促進を考え、いわゆるここで示されているコミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営づくり、運営体制づくりを考えていきたいと思いません。合わせて、別途教員の加配措置を進めていく

ように手配したいと考えているところです。

また、1年半後、具体的には29年度後半に各学校ごとにコミュニティ・スクールを、この制度を利用するのではなく、全町一斉にコミュニティ・スクールの制度を利用したいと考えています。そしてこの1年半の間に、7頁の中段、補助事業を活用し、コミュニティ・スクールを導入した例とありますけども、あくまでもこれは例なんですけども、1年半の間に管理職の研修、教職員の研修を考えています。また、家庭・地域への情報提供をし、コミュニティ・スクールのありようについて、コミュニティ・スクールとは何かというあたりを啓発していきたいと思っています。

また、コミュニティ・スクールがスタートしたときに、円滑にスタートできるように、そのための研究推進の組織づくりを進めて参りたいと考えています。そのためにも先進地の視察を考えていきたいと思えます。なお、この事業については国の補助を頂きながら進めていき、29年度の町一斉の、この制度の導入を考えています。

教育委員さんの指摘はいくつかありましたが、大きな指摘の一つには、コミュニティ・スクールという何か新しい学校を学校に導入するような、そういう不安感とか負担感ということがあるので、町の教育行政方針の中にそこら辺を勘案した文言でというご指摘もあったことから、このあと修正等を加えていく予定でいます。

以上、コミュニティ・スクールとは何か、或いは制度の良いところ、具体的に何をするのか、28年、若干29年度の動きも踏まえてお話を頂きましたが、正直なところまだ見えていない部分もあります。制度としては決して悪くはないと思っていますが、不安な部分がありますので、色々な情報を取り入れながら、そしてまた進んでいる学校の様子も取り入れながら、本町にあったものと考えていきたいなと思っています。大事なところは、取組で何をするのか、そのための1年半を良い1年半にしていきたいなと思っています。

ちなみに管内では、28年度、このコミュニティ・スクールの制度を利用するといえますか、考えている町としては、知内町、知内町は町立の高校も含めて既に実施しています。七飯町は全町で28年度からスタートします。鹿部町も全町で、そして、函館市は五稜郭中学校、これは統合する三つの中学校が合わさった新しい学校なんですけども、そこで地域の声を利用するコミュニティ・スクールを利用するということを聴いています。29年度には、私どもと同じような手段では松前町が全町で、木古内町も全町で、八雲町は落部小中で、そして八雲は30年度には残り全ての学校で進めてい

くというお話を聞いています。

以上、コミュニティ・スクールについて、概略を説明させて頂きましたが、不安なこととか、ご指摘があったらよろしくをお願いします。

なお、短い文言ではあるんですけども、このコミュニティ・スクールについては、町の教育行政執行方針の中で若干述べていきたいと思っすし、議員さんの理解を頂きながらスタートしていきたいと考えています。以上です。

●木幡町長

ただ今、(1)のコミュニティ・スクールの導入について教育長の方からご説明がありました。

先ほどの教育委員会でも色々説明があったと思っすけども、質問があればお受けしたいと思っす。

●村上教育委員

議長、いいですか。

●木幡町長

村上委員。

●村上教育委員

コミュニティ・スクールのというか、学校運営協議会っていうものを導入することに関しては、教育委員会自体は多分、前向きにということなんだろうと思っすけども、それを導入するにあたって、これは私個人になるかもしれませんが、いくつか当然スタート時点で課題というか問題があつて、ぶっちゃけお金の問題はあつたと思っすね。つまり、こういうものを立ち上げたときに、当然委員を指名すればそこに何らかの給与みたいなものも発生しますが、その問題を除いてもおそらく色々な町の教育資源というのか、人と人とを結びつけたり、物を色々な形で移動させたりということが当然おきるわけで、そうするとやっぱり予算措置みたいなものを町としてもある程度考えて頂くようなことがあるんじゃないかと思っすけど、その辺りはどう、見通しではないですけど、4頁でしたか、不安とかがつが30%位は、棒グラフの上から五つ目ですけども、活動費や委員謝礼の支弁が困難であるという、不安は最初42%ですが、そこに関しては31%と、スタートしても不安な部分として出ているわけで、その辺り町長サイドとしてはどうか、町長の回りとしては、スタートすればそれなりにということなのか、或いは、あっちこっちから稼いでこいということなのか、その辺のお金に関するものはどうでしょうか。

●木幡町長

7頁の説明の中で補助率が3分の1ってなつてるんですけども、現実的に今、この補助率っていうのは事業に係る総額、これをきちっと掴んで、そし

て補助申請をして3分の1しか貰えないということ。3分の2はその地方自治体で予算をきっちり立てないとこの事業は成り立たないっていうか。

こっちの貰った資料も気にかかつてたんだけど、この部分について今説明して頂いたんだけど、これが今言うとおりに、学校評議員なり学校に関わる人方の報償費、これは当然町の条例でもってる報償費の額の支払という形になるし、どの程度会議の日数があるのか、そして例えば先進地の視察っていうことになってくると旅費、これも大きな、何人で行かれるか、どこまで行くのか、何泊するのかということも含めて考えたら、まったく予算の計上の流れが見えてこない。まず第一段階。その辺のことを十分つめて計画性を立てないと、ここに数字が入ってないとこの事業が成り立たないんでないかという気がしている。これは現実として。

それと、やっぱり地方自治体というのは、議会にきちっと説明して、そして理解を得られないと、だめよっていう話になつちゃうんで、そこら辺の所をどうやって、これだけの膨大な資料を理解して頂くか、ということは教育行政執行方針でも述べるっていう以上は、やっぱり事業計画をちゃんと時系列的に立てて、そこに数字をあてはめて、そして総額でいくらかかるんですよ、それを出していかないと、なかなか議会に理解させるっていうのは難しいんでないかと、今説明を聞いていて感じたんですけど、かなりその前段の中できちっとそれは、教育委員の皆さん含めて捉えて頂いてやらないと、ぽんと出してやります。そしたらいくらかかるんだ。いくらかかるか答弁できなかったら、それはそれで理解できないよってアウトになってしまう。その可能性は十分踏まえておいて、だから、国費が3分の1なら道費はいくらくるんですか。道の補助もあるんですか。その中で出てきた数字、これをずっと見たら管理職の研修もありますよ、家庭・地域への情報の提供もありますよ、啓発リーフレットも作りますよ、教職員の研修もしますよ、先進地の視察もします。これだけ出てくるわけですよ。1年次の予算で例えば3百万かかるの、5百万かかるのっていう話で、これの3分の1貰えるんですけども、残り3分の2は自治体の予算でやるんでしょって言ったら、予算を計上して議会を通さないとお金が使えない。

だからこれを説明する前にきちっと事業計画作らないと説明がたたないと思っすけど、やることについての制度が駄目だつていうんじゃないかと、やる以上はそこまで踏み込んでもらわないと実現性に乏しくなるんでないかと、言葉だけでの説得っていうのはなかなか難しいと、理解して頂けるか

と思っています。

●村上教育委員

ありがとうございます。

予算に関しては、積算というか概算みたいなものって事務局の方で進んでるんですか。

●説明員（主幹兼学校教育係長）

はい。

●木幡町長

どうぞ。

●説明員（主幹兼学校教育係長）

現状では希望調査という形でできているだけで、まだ詳細な今町長が言われたような、委員さんが何名にして、何回会議をやってという具体なところまではまだ進んでいないということです。おそらくこれから正式な、どの程度予算がかかるのか、そういった部分の、本式の希望申請が来るのではないかと思っています。

●木幡町長

平成16年からこの制度が動いているっていうことなんで、かなり時間は経過しているんだけど、唐突に今出てきた、地方創生がらみで出てきた話なのか、そこら辺もまだ見えないんで、例えば今教育行政執行方針にコミュニティ・スクールの導入を考えていますって盛り込んだら、これ議会の方からコミュニティ・スクールっていうのはどういう経過を踏まえてやるのか、また予算はどうなるのって聞かれたときに、全て出せなかったら教育行政執行方針の中から今回は外しておくべきだと思う。そして、きちっと予算も入れて導入の計画が成り立ったら公募していかないと、コミュニティ・スクールって何ってなったときに、逆にこの提案をしたときに今後の提案の仕方に引っかかってくるんでないかと思うんだよね。一方的にこれを出したときに、だからそこら辺をきちっと整理して事業計画を立てて、そして進む方向性、コミュニティ・スクールの委員さんの人数、そしてこれらができるだけ、例えば保護者だとか地域の人方と立ち上げる前に協議して、地域として受け入れられるものなのか、そして、PTAの人方というか保護者の人方にも十分に理解して頂けるのかということを考えていかないと難しいかなと、28年度にやって、29年度の頭にはというけども、それだったらもっと半年も前、前回の第1回目の総合教育会議の時にでも出されて、そして協議されて新年度からこれでいきたいという話が出るともって理解できると思うんですが。

●鈴木教育長

いいですか。

●木幡町長

はい。

●鈴木教育長

町長のご指摘はよく分かりました。

実際には、町長が最後におっしゃってくれたようにコミュニティ・スクールの導入というのは、28年度にやるわけではないんです。29年度の後半、10月辺りにとということで、10月1日と決めたわけではありませんが、予定はそういうつもりで作業を進めていくという意味合いできたわけです。教育委員さんからもご指摘があったのは、コミュニティ・スクールという言葉自体が、その重みというか、スクールということですから、地域の方、或いは議員さんにとって新しい文言であるために不安感とか、何かその、コミュニティですから、地域の方々がどンドン学校に入ってくるようなイメージで捉えがちだというご指摘は委員さんの方からも頂いたものですから、慎重に扱わなければならないなと思ったんですけども、私どもが考えているのは、あくまでもこういう制度を利用して地域とともに学校が育っていく、そして地域もともに育っていくっていうことを29年度に願っているわけです。そのための研修をしていく今年には1年にしていきたいという意味合いで書いたところです。

今回補助率3分の1云々があったんですけども、文科省からも示されていない時期なんです。これは多分ほかの町村も同じような状況の中で進んでいってるところでして、例えば管理職の研修についても、今回、函館と白老で道南地区のコミュニティ・スクールの説明会があって、実際のところ、今年については道の事業費の中で、道教委の事業費の中で白老・函館での研修会に伺いまして、それぞれお声をかけて参加してもらって、教職員の研修については進めているところなんです。ここで示したのはあくまでも例でして、予算のありようについて、まだ概略を捉えていないんですけども、いくつかの項目は進めていきたい。あくまでも29年度の途中から進めていく、後半に進めていく準備の中で、コミュニティという言葉を出したところです。

コミュニティ・スクール、括弧して制度ということについては、学校運営協議会制度という言葉は、落とされたいねっていうご指摘もあったことから、慎重に、そして必要によっては説明を加えて行けたらなと思っています。

●木幡町長

走る段階できちっと、我々は説明受けてるんだけども、全体の中でこの制度を理解して、そして大丈夫だね、ゴーサインで準備の段階に入っていくかという話だといいいけども、ここだけの話で準備ができるならいんだけども、やっぱり地域に

関わる、保護者だとか学校に関わる教職員も踏まえてやるとしたら、これを教職員は全部理解しての。

●鈴木教育長

校長の方からは報告があります。白老には一般の先生方もそれぞれ出てきてもらっています。全部ではありませんけども。

●木幡町長

他にご意見ありませんか。

村上委員。

●村上教育委員

今のお話だとやっぱり、ある程度のロードマップは必要だっていうことだと思うんですよ。つまりどういうステップを踏んで1年半ないし2年後に導入になるのか、どの時点で場合によっては引き返すこともあるのかという部分も、一応折り込み済みの形で、例えば予算に関してはこの半年間、僕は予算に関しては概算とかも僕は全然考えてもいないんですけど、例えばこの半年間は予算措置がなくても教育委員会の中で組織の概要だとか、ロードマップの作成も含めて動かせるということであれば、それで町長の方に迷惑をかけることも、或いは議会に何か相談しなくても、そこはいけると思うんですよ。でも、当然その根回しも必要でしょうし、例えば9月、10月の議会に向けてもちゃんとやるということになれば、そこまでには何をして、その平行線で町民の説明会がいつ頃行う予定で、学校内での研修や学校内での根回しが、どれくらいの項目が必要で、或いは何回に分けてどうするかという、少なくとも1年半ないし2年のロードマップを早めに立てて、それを関係機関に見て頂いて、これだったらとりあえずこちらも準備できるできないっていうのでご判断頂くっていうのはいかがでしょうか。

●鈴木教育長

実は、それも含めてこの研究推進の組織体制づくりを考えていたんです。ですから、確かに教育委員会が当初は主体で進めていくものなんですけども、そこには教育委員会だけの思惑で進んでいくのではなく、取組にあたっての学校運営協議会の委員の選定というところが一つのポイントで、これができた中でコミュニティ・スクール導入になるわけです。ですからそのコミュニティ・スクール導入にあたっての前段階では、それを進めていく上の1番最初に、それなりの研修を考えて行きながら研究推進に励んでいると、文言はともかく、そういう方々に集まって頂いて、いわゆる、村上委員さんがおっしゃったロードマップと言いますか、どういう手順で行くと円滑に進んでいくかということを考えていこうと思っています。

●村上教育委員

そうですね。多分そのイメージが食い違っていたのかもしれませんが、この研究推進委員の選定をするにあたって、ある程度の基準とかで選ぶことになるわけで、完全に青写真の段階で我々の方でもう少し議論、或いは事務局の方でもう少し検討が必要だっていうお話で僕は町長の話聞いた感じなんですよ、ですから、研究推進委員の選定や任命をしてしまえば、そこは完全に先ほどの話であれば予算とかっていう話が当然発生してしまうわけで、その段階では町民にもこういう話が走り始めてますとか、議会にも説明はもうこの段階ではステップとしてはやっておかないといけないことになるんじゃないかと、推進委員会が決まって、実際に推進委員会の中で話し合っただけでロードマップが変わってもいいわけですよ、でも、この推進委員会を走らせる前に概算、概要というものが、というものが必要だというお話だったように僕は聞いたんですけど、そこは違いましたか。

●木幡町長

学校評議員っていうのは現在設置されていて評議員がおられる。各学校にいるわけですか。

●鈴木教育長

はい。5人前後いるかと思います。

●木幡町長

教育委員会所管で3校あるわけだから、15人いるっていうことですか。

●鈴木教育長

静狩小学校には実際はいません。

●木幡町長

そしたら長万部小中で10人。

●鈴木教育長

人数はちょっと今、5人ジャストかちょっとはつきりしませんが。

●木幡町長

この学校評議員の人方に研究推進委員をして頂いて、それがその学校運営協議会に変わっていくんだよってことになるんですよ。

学校関係者評議委員会から学校運営委員会へ発展していきますという。

●鈴木教育長

そういう手法もあります。それから以前うちの町でやっていた学校支援地域本部っていうのがずっと存在していれば、それを発展していく方法もあります。

そしてまた、学校関係者評価委員会っていうのがあるところについては、それもないでいくことができますというのがここでの例です。

●木幡町長

無いものをまた作ってそこから始めるより、今あるものからスタートしていった方が、よりスピードが速いということだから、その学校評議員の人方に、今例えば小学校中学校に5人ずついるとして、その人方のはこういう説明は一切やってないんですか。

●鈴木教育長

していません。委員会としては説明していません。ただ、報道ではたくさんコミュニティ・スクールについては、新聞等では触れていて、関心のある方はなんだろうねっていうあたりは持っているかもしれませんが、正式には言っていません。

●木幡町長

それは意見として教育委員会に、これ何って評議員の人から来てるの。こういう新聞の報道があるんだけど。

●鈴木教育長

私の方には届いていません。

●木幡町長

評議員の人からコミュニティ・スクールって何なのっていう問い合わせなんかは。

●説明員（主幹兼学校教育係長）

来ていません。

●木幡町長

どうもその根幹、最初のスタートラインをどこにするかっていうことだと思うんだよね。それでそのスタートラインを上手に切っていくって、そしてロードマップを作って、そしてそれを教育委員会なりで協議をして、そして数字を立てていくっていう方法をとらないと、あてずっぽですとんと出したって逆に混乱を招くんでないかと思うんだけど。

●鈴木教育長

あてずっぽにっていうのは委員さんをどういうふうに変任するかという。

●木幡町長

そうでなくて、この制度を説明する、どこに説明するのっていう話になってくる。最初に評議員っていう人が14人いたら、まずその評議員の人方に十分説明をして、そして今後これを推進していきましょねと、そしていずれあなた方に学校運営協議会のメンバーに入って、この事業をスタートさせていきたいと思いますよっていう話ならいいけども、ここにいる人方は、この運営協議会に入るっていうことではないわけだから、やっぱりスタートの説明の場合、どこに説明して学校運営協議会に移行するっていう、この中を見たら一番近いのはこの学校評議員があるとすれば、この評議員制度を使わないと一番早くこの運営協議会を作れないこ

とになってくる。そこを、新聞で読んでるだろう、ニュースで見て知ってるだろうとかっていう話じゃなくて、きちっとわきまえてやらないとスタートを切れない気がするんだけど。

我々が学校に関与するという事はまずできないわけだから、最終的にその運営協議会が立ち上がって、事業のロードマップができて、そこに事業計画書ができ、自ずからそこに数字が入ってくる。そこをスタートに、どうでしょうか。私一人がそんな話をしたって駄目なんで、どうですか皆さん。

●村上教育委員

僕ばかり申し訳ありません。

学校評議員っていうのは、校長がお願いして学校の客観的な評価をして下さいっていう委員会なので、多分コミュニティ・スクールの中である学校運営協議会っていうのは、ベクトルがある意味全く逆なんですよね。多分教育長がこの資料を見た中で、学校評議員制度から80%移行するのが一つのアイデアだっていうのはご存じだけど、長万部町で適用するかどうかについては逡巡されているのは多分その辺なのかなって斟酌するところなんですけど、ただ町長がおっしゃるのはもっともで、スタートアップのところで誰をスターターに据えるかっていうのは、僕は大きな問題だと、僕自身は教育長と個別にお話をしたときには、学校運営協議会の方は、かなりリーダーシップみたいなものを要求される可能性が高いのではないかと、いうふうに僕は思ったんですよ。そうすると町のメンバーというか、知ってるメンツをバーと思いついて浮かべて一体誰ができるのかもちょっとよく分からない、僕自身は町民の方々の個別の資質とかよく分からないっていうことがありますけど、なかなか荷が重いものではあるなというところはあったんですが、つまり合議制なんだけど、結局はアイデアを出して学校に提案していくような、そういうその集まりになってますので、ですから人選に関しても町長がおっしゃられた評議員から立ち上げるというのは、確かに一つのストレートな方法ではあるんですが、ですから僕は青写真というんですが、コミュニティ・スクールとして長万部町の学校を支えていく仕組みをどういう形で青写真を描くのかによって、人選も変わっちゃうっていうことになっちゃうんだと、それでやっぱり、すいませんが、今日の教育委員会の中で練り方が足りないっていう部分なのかもしれませんけど、ロードマップに関してはもう一回宿題で戻した方が良いのかなという感じを、今お話を聞いていると、我々の方も多分明確な答えはないですし、多分今の段階では誰も青写真がないという状態に

なってる感じがするんですけど。

●木幡町長

かなりスタートラインの立ち位置でもって変わってくる気もするし、学校運営協議会の役割っていうのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で縛りがかかっているんで、やっぱりここら辺のところを慎重にやらないと、法律の縛りがかかっているものを、ただただ運営協議会だっという話じゃなくて、役割に縛りがあればどういう縛りがかかってくるのってところも研究の余地があるところなんだよね。

そこら辺のところを考えると、最初のスタートから考えてももっとも議論して、教育委員会の中で議論したやつを、評議員を集めて、そして今度説明を加えて、そこからスタートしていく、その時には既に計画のロードマップも作って、こういう感じで行きましょうよと、平成29年度にはスタートを切りたいという話を作っていくか、全く理解できない状態でスタートしたら、混乱を招いて何をやってるってポンと投げられてしまう可能性がある。そのところは十分気を付けていけないといけないなと思ってました。

それからすると、もう少し元に戻ってやった方が良いんじゃないかと。どうですか。

教育長の言ってることは分かるし、学校に関わる者としての熱い思いも分かります。だけど、その熱い情熱をどのような形で理解させるかといったら、これ一冊読み込んでも理解できないじゃないかと、そんな感じがするんだけど。そこを理解させるためにはどういった形でやっていくかと。もちろん我々も予算に関わるものについては、きちり予算に対する認識を踏まえて、これだったら予算化しても将来の学校教育、それから子ども達についても、地域についても良いなという形にならないと、そして、予算の関係についても文科省でまだ正式に決まってないという話を聞くと、こういうふうになるのかなっていう気がしてたんだけど。

北山委員長どうでしょうか。

●北山教育委員長

これ自体は、よく読んだら本当にすばらしいものなんです。そう思っていました。

予算とかまでは私の頭では浮かんでいませんでした。

とりあえず、とりあえずという言い方はおかしいですが、今年1年と言いますか、平成28年度でゆっくり考えて、その準備期間がこの1年だと思っていましたので、それで次の29年度にははっきりしたものを持って行くという考えでおりました。

●木幡町長

やることについては反対でも何でも無い。地域や学校のことを考えたらやっていった方が良く思っているんで、ただスタートを切る段階で委員長さんがおっしゃられたとおり、やっぱり少し時間をかけてきちり計画を練って、ロードマップを作って予算に入れて、そしてこれだったら大丈夫だねと、そして、その学校運営委員はどなたが良いのか、そこまできちっと整理しながら、そして上げていって、それで先に進めると。だからこれはもうちょっと、教育行政執行方針に盛り込まないで重々練り上げていく、そして29年度に向けて実現性の高いものにしていくという、調査研究していくというのは反対もしないし、やるべきだと思ってるし、ただ、今ここで今の状態のまま入っていったら、ちょっと失敗の恐れがあるのかなという気がする。

小野委員どうですか。

●小野教育委員

私は、先ほどの教育委員会の時には、議会の承認を得るにあたって、予算云々まで必要だとは思ってなくて、7頁にある導入の1年目ですね、その承認をまず頂いて、承認を頂いてから予算等が出てきて、立ち上げて、指定に向けて進んでいくことだと思っていたものですから、ロードマップとかそういったことに関して知識がなかったもので、また元に戻るということは、ちょっと考えてなかったものですから、承認というのは、その1年目に対しての議会の承認だと思っていたのが今の現状です。

それと、学校運営協議会、コミュニティ・スクール、これに対して、先ほど出た意見の中で一番自分なりに思ったのは、管理職の方は2年、3年で、校長、教頭、まあ校長先生ですね。交代される中において、これがしっかりできあがっていると、地域の方がそれに参画してよりよい学校運営ができるのですごく良いことだなと思って、今この場に居るしだいです。

できれば建設的にいけばいいかなと思っているところなんです。

●木幡町長

建設的にやって進めていくということについてはやぶさかでないんだけど、ただ、入り口でつまづいたら、つまづいた分を理解させるのに相当数時間がかかることになってくるんで、我々も実際、この間協議書ももらってですね、中身は検証させて、自分なりに色々なことを考えながら読ませて頂いて、チェック入れたんだけど、今日この中ですぐこういう形には、とは考えて、実はいなかった。ということは予算もかかるし、どういふふうに進んでいくのかなといった、ただ、こ

れを見ただけでは、こういうふうになっていくのかということとは理解できるけども、このスピード感がどういうふうになっていくのっていうのと、先ほども質問したんだけど学校評議員って何人いるの、本当にいるのかっていう、そういうところまでこっちも知り得る知識がなかったということもあって、どうしてもそこで足踏みしちゃう。それで、スタートがどこだっていうのも全然見えてこなかった。その辺ちょっとこの事業の走りの、スタートして順調にいったら本当に、地域も、それから学校も、そして子ども達、生徒も含めて良いことだと分かっちゃうけどさ。ただ、スタートを今ここでやって、はい分かったよ、そしたらやりなさい、やろうよって話で走っていいだろうかっていうのを疑問に思うんです。

大山委員どうですか。

●大山教育委員

町長さんのお話を聞いて、他の皆さんと同じように、このコミュニティ・スクール自体はすごく良い制度だというふうに理解していました。ただ、何回かコミュニティ・スクールという言葉聞いた人間と、議会に出たときに、教育行政執行方針の中でその言葉を聞いたときに、皆さん色んなことを考えると思うんですよ。やっぱり予算とか。町長さんの言葉を聞いて、もう一度考え直してみた方が、やらないとかやるとかそういうことじゃなくて、進めるための方策っていうものをもう少し考えた方が良いのかなというふうに考えました。

●木幡町長

皆さんの意見がそういう意見なんで、せっかく執行方針を皆さんで協議までされたということには敬意を表するんだけど、ちょっと、今回の執行方針では無理かなと、そして、この事業を捨てるんでなくて、もう一回スタートを探して、先ほど言ったとおり中身の濃い議論ができるような資料をたくさん作ってですね、スタートが2、3か月遅れてもいいよと、そしたら29年度に間に合わせていこうと、そういう形でやっていかないと拙速すぎるなという気がするんで、その辺りをここで決めて、継続してこの話を研究して推進することはしましょうよ。いいですか。

その代わりに先ほど言ったロードマップを作ったらいよいよと、そしてどういうようにするのか、しっかり教育委員さんの中でも議論されて万全なものを作って、じゃ町長予算要求するよと、スタート時点で3分の1国から頂けるけども、残りの3分の2のお金の予算作ってよっていう話になってくることが本物のあり方だと思ってるんです。

その時点で議会に提示して予算を付ける、そしたら議会の人方にもコミュニティ・スクールって

いうのはこういうものなんですっていうことを、きちっと総務委員会を通してかけて本会議に持ってくる。こうしないと、先ほどのようにコミュニティ・スクールって何なのよ、本当に新しい学校作るのかい、今回その文言だけ入れたら、その部分だけでどれだけの一般質問が出てくるか。だって謎だもん。ここでも結論が出ないものを出したら、本当にたじたじになるくらい出てきたときにどうするのか。我々もそうですが、予算を付けるにも当初予算に組んでないでしょって言われたらアウトなんですよ。

そこを慎重にスタートを切るという考え方に持って行って、まず意見の集約としては、これは研究推進していくよと、そのための資料をこれから作って行って、そして教育委員さんとみんなが納得した上で、そして評議員さんに説明を加えてスタートするか。どういう形でスタートを切るかっていうことも含めて、きちっと議論する。そこには、固まってきたら、我々が予算要求されたら予算の範囲は総務課長、財政含めて金が作れるかどうかの判断を加えていく。だから拙速すぎるっていうか、投げるんでなくて、2、3か月待とう、そして作ってください。2、3か月かけて。その上でスタートしても遅くないし、先にスタートを切っている人に追いついていけるような形の事業にしていかないと、これではちょっと無理だと思います。ということで結論をつけます。

●鈴木教育長

ちょっと確認させてください。

導入にあたっては委員さんも、この話し合いの中でも、趣旨についてはご理解頂いてるんだけど、手順、特にコミュニティ・スクールという文言とか、事を進めていく上でのありようが不明確、金銭的な部分で予算の関係が一つ、それから教育行政執行方針にも盛り込むとしたら、それは、コミュニティ・スクール、この制度自体の理解が議員さんにも、或いは町民の方にも不透明な部分があるので、それは今後色んな方法を考えて行きながら浸透させていくということで、この制度のありようについては、町長がおっしゃってくれたように、内々に研究を進めて行って、どう円滑に浸透していくかということを考えていきたいと思えます。

●木幡町長

学校の方とも協議して計画を作っていくか、学校抜きでやるって話にはならないよね。その辺は慎重にやってもらって、そしてもう少し研究したらもっと良いアイデアなり、もっと良い事業方針なりが出てくる可能性っていっぱいあるから、そこら辺を見極めながら時間をかけてやって頂く

ということにしたいと思います。

●鈴木教育長

もう一つすいません。町長さんがおっしゃってくれたように、導入の促進の事業については、事業といたしますか、研究については内々に進めていくということでもいいですね。

●木幡町長

研究を推進させていくということ、それがなかったら前に進んでいけないわけだから、それは大いに、その代わり学校とも、学校が基本となる上に、それから保護者が基本となる上に、そういうところともきちっと連携をして研究してくださいということで、決してアウトではないですから。

●鈴木教育長

わかりました。

●木幡町長

そういう形でこの件はよろしいでしょうか。

コミュニティ・スクールの導入については、これまで協議した内容で終わりにしますのでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは続きまして、「(2)長万部町子どもいじめ防止条例の制定について」、説明員から説明をお願いします。

協議・調整事項

(2)長万部町子どもいじめ防止条例の制定について

●説明員（教育次長）

まず冒頭に、資料の9頁下から5行目になります。概要の本文中の「町外」と記載がありますが「懲戒」に訂正をお願いいたします。懲戒免職の懲戒です。それから10頁、下から7行目の「自死」と記載があるものを「実施」に訂正をお願いします。申し訳ございません。

それでは、お手元に配付させて頂いております「長万部町子どもいじめ防止条例（案）概要」についてご説明をさせていただきます。

はじめに条例制定の背景についてご説明いたします。子どものいじめを防止し、子どもが明るい将来を気づける環境を実現することは、社会全体で取り組む重要課題であり、平成25年9月に国では「いじめ防止対策推進法」が制定されました。また、この法律の第11条に基づき「いじめの防止等のための基本的な指針」が制定されました。

この法第12条では、地方公団体は法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例等の形で「いじめ防止基本方針」を定めることが望ましいとされ

たことから、本町においても、子どものいじめ防止に関する基本理念や責務を定め、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を明らかにすることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を作ることを目的に「長万部町子どもいじめ防止条例」を制定するため、本条例案を3月に行われます定例町議会に提案するものであります。

表題は、「長万部町子どもいじめ防止条例」であります。

本条例は、6章26条と附則からなっております第1章は、総則についてです。

第1条は目的で、ただいま条例制定の背景で説明したことを目的として規定しております。

第2条は、用語の定義で、この条例で使用する各用語の意義を規定しており、法律や道のいじめ防止条例に準じたものとしております。

第3条は、基本理念で、社会全体でいじめの問題を克服することや、いじめの防止と早期解決を図ることを規定しております。

第4条は、いじめの禁止、子どもの役割で、いじめをしないことはもちろん、子どもがいじめを受けた時の相談や情報機器の使用に関する約束などを規定しております。

第5条は、町の責務で、教育委員会の体制、子どもをいじめから守るための施策の策定や関係機関との連携による、学校への支援等を定めております。

第6条は、学校の責務で、教育活動はもちろん、いじめの早期発見、早期対応、経過観察、認知した場合の対応等を定めております。

第7条は、保護者の責務で、日頃からの子どもとの対話によりいじめは絶対に許されない行為であることを理解させることや、いじめを察知した時の対応、発覚した場合の関係機関との相談により早期解決を図ることなどを定めております。

第8条は、町民及び事業者の役割で、地域における見守りや声かけ活動、いじめを発見した際の情報提供等を定めております。

第9条は、財政上の措置で、いじめ防止のための施策を推進するための財政上の措置を定めております。

第10条は、道との連携等で、必要がある場合は、町は国や北海道に必要な措置を要請することを定めております。

第2章は、いじめ防止基本方針等についてです。

第11条は、いじめ防止基本方針で、法の趣旨に基づき、町が基本方針を策定することとしております。

第12条は、学校いじめ防止基本方針で、町内そ

それぞれの学校が定める学校いじめ防止基本方針について定めております。

第13条は、いじめ問題対策連絡協議会で、町は、関係機関及び関係団体により設置し、連携を図ることを定めております。

第14条は、いじめ対策委員会で、長万部町教育委員会の附属機関として設置し、対策委員会は教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策の推進に関する重要事項を調査審議する組織で、委員は5人以内で組織することとしております。

第3章は、いじめの防止等に関する基本的施策についてです

第15条は、学校におけるいじめの防止で、道徳教育や体験教育及び体験活動の充実、保護者や地域住民との連携、子どものいじめ防止に関する自主的な活動の推進について定めております。

第16条は、いじめの早期発見のための措置で、アンケート調査の実施や相談体制の整備について定めております。

第17条は、学校評価等における留意事項で、いじめ防止に係る評価が適正に行われるよう定めております。

第18条は、啓発及び教育で、いじめに関する町民への啓発や子どもの人権教育の推進についてを定めております。

第4章は、いじめの防止等に関する措置についてです

第19条は、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織で、法22条に基づき、学校におけるいじめの防止、早期発見、いじめへの対処を実効的に行うため、学校に設置する組織について定めております。

第20条は、いじめに対する措置で、いじめに対する学校の措置を定めており、いじめの有無の確認、教育委員会への報告、子どもへの支援や保護者への報告や情報共有などの措置について定めております。

第21条は、報告を受けた教育委員会による措置で、学校からいじめの報告を受けた時は、必要な支援や措置及び自ら必要な調査をすることなどについて定めております。

第22条は、校長及び教員による懲戒、出席停止で、必要があると認められる時の懲戒や出席停止の措置について定めております。

第5章は、重大事態への対処についてです。

重大事態とは法第28条第1項により、いじめにより子どもの生命、心身や財産に重大な被害が生じたこと。または、いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていることを指すものです。

第23条は、学校による対処で、重大事態による学校の対処について定めており、具体的には教育委員会を通じて町長へ報告する義務を定めました。

第24条は、教育委員会による対処で、重大事態に対する教育委員会の対処について定めておりません。重大事態が発生した場合や保護者からの申し立てがあった時の調査の実施と、実施にあたり条例第14条の対策委員会を活用することや調査結果を町長へ報告することなどを定めております。

第25条は、町長による対処で、対策委員会の調査結果について、町長が必要であると認めるときは再調査することができることとし、その結果の対処を定めております。

第6章は、雑則についてです。

第26条は、この条例で定めているものの他、必要な事項がある場合は教育委員会規則で定めることについて規定しております。

最後に附則で、この条例は、平成28年4月1日から施行する。と定めております。

以上が、「長万部町子どもいじめ防止条例」の概要です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

●木幡町長

ただ今、説明がありました(2)の協議事項でございますが、ご質問等があればお伺いしたいと思います。

●北山教育委員長

はい。

●木幡町長

北山委員長。

●北山教育委員長

第4章の第19条なんですけども、心理・福祉等の専門的知識を有する者とあるんですが、現在はいらっしゃるのでしょうか。

●説明員（教育次長）

今現在はスクールカウンセラーの先生が、中学校の方に週1回入っております。

●北山教育委員長

小学校にはいないんですか。

●説明員（教育次長）

小学校は特に入っておりません。

●木幡町長

他にありませんか。

新しい条例案なので、これが決まればそれぞれ教育委員会も町長の責任も、学校の責任も明確化になるんですけども、なんせいじめがあったっていう事例を、すぐに発見して報告があればいいけども、事が起きてしまって、大事になってから報告されるという事例が各県でたくさんあって、それが自殺につながってしまうという大きな部分がある。やっぱり早期に発見をするというのは、学校

の役割がものすごく大きいというか、それを勇気を持って教育委員会と協議して届け出て、そして対処するっていう、こういう学校の姿勢の問題が十分反映されないとなかなかいじめ防止にはつながらない。

日常学校内でのいじめっていうのは、地域の人方が見てこれは駄目だということがあれば、そういった通報もきちんとしてもらわないとならないということで、条例が出たら法律と一緒に、必ずそこには懲戒の責任がしよわさってくるんで、やっぱり教育委員会ないし教育委員さんの立場もきちんと懲戒の対象にもなってくるんで、ただ条例を制定して、議会を通過して成立しましたよ、そして施行日が決まって交付されましたという話だけでは駄目なんで、条例ができたことを学校や地域、そして保護者にも伝わるような条例の制定をして、広報っていうのが一番大事になってくると思うんで、その広報のやり方をどうするかっていうことは、積極果敢に教育に携わる者の責任としてきちんとしてやっていく、それから学校、PTAにも落とさないといけないし、もちろん町内会や地域の人方の見守りを重視しなければいけないとなると、こういったものができました。今度は責任が明確になっております。ぜひご協力ください。という話にしないと100%守っていけないんでないか。特にスマホだとかネットだとかフェイスブックだとかラインだとか、我々が言葉に詰まるような通信の状況というのがいっぱいあって、中学生になると殆どが持っているという、小学生の高学年になると持っている。そして、最初は家族とのライン、これが中心だったんだけども家族からはみ出て友達とのライン、そしてそれが世の中にどんどん増えちゃう。これが今中学生の実態として非常に厳しい指摘があるんだけど、しかし持たせないっていうこともできない。親がどのように監視するか。

今、学校ではスマホをいじらない日を月に2回作ってやってるみたいなんだけど、こういったことはなかなか地域の人方は知らない人が多いというか、そういうことを含めて、立派な条例を制定しても、これをどうどうするかということ、これは我々の責任においてやらないといけない。だから、いじめ防止条例ができました。例えば町広報でその全文を載せて流して、具体的話まで入れながら広報を進める。そして教育関係者は教育関係者で、学校教育も含めて、生徒にも実態を知らせることが一番大事で、一番肝心なのは生徒が知らないが一番困る。そのことを含めて26条からなっているこういった条例は、今後の扱いとして教育委員会も我々もしっかり受け止めていかなきゃならないし、今回3月で条例制定すると、議

会は間違いなく通る話で、誰も反対する者はいないんで、通った後の、通ったからいいよじゃなくて、通った後どうやってこれをやるかっていうことが、やっぱり再度協議していかなきゃならないっていう事になってくるのかなと、そんなことを考えておりますので、皆さんからの、この条例に対するご意見の取りまとめをして、そしてこれを議会上げて条例を制定すると、こういう形になるうかと思っておりますので、全文に渡って、一つ一つの項目でなくて、委員さんが持っている感性でこの条例はこのままでいいとか、これを今後扱うときはどうしようとか、ご意見があれば委員長さんの方から一人一人ご意見を頂いて、議会上げていくということで考えて頂ければと思います。

ありませんか。

無いですか。このままでいいですか。

(「なし」の声あり)

それではご意見が無いようですので、この条文で3月議会で条例案を通すということで、条例案でなくて今度は条例になりますので、取扱いについては真摯に皆さんと進めて頂ければと思うし、今日は総務課長もいますので、この条例が通ったら4月号の広報で全戸配付できるような、そしてこういうものができたということを周知徹底するためにどうするか、総務の方でもちょっと検討してみてください。

それでは、他にございせんか。

(「はい」の声あり)

ご質問がありませんので、協議・調整事項「(2)長万部町子どもいじめ防止条例の制定について」を終わります。

以上で議件は終わりましたが、せっかくの機会ですから行政に対するご批判でも結構です。何かあればお話をさせて頂いてですね、我々がそれを糧にして町政執行にあたっていきたくて思っておりますので、何でもいいです、教育に関わらないことでも結構でございますので、町の中でこういう話があるよとか、何でもいいです。

●説明員(主幹兼社会教育係長)

よろしいですか。

●木幡町長

はいどうぞ。

●説明員(主幹兼社会教育係長)

僕の方から情報提供させていただきます。

皆さんのお手元に配付してあります図書館雑誌という雑誌のコピー、これは最新号です。発行元は日本図書館協会です。この図書館協会が送ってきました雑誌です。それをコピーさせていただきました。

内容は、2枚目になりますけども、うちの図書

館が掲載されました。たまたまお客さん、利用者が、ここに書かれている前日本図書館協会の理事長さんが、たまたま長万部の図書館に、これはたまたま時間が余って頂けだという話らしいんですが、立ち寄って頂きました。そして新聞のコピーです。うちの図書館では複写サービスをしています。それで、新聞のコピーの対応の仕方、それがすばらしく、ちょっとした心遣いですがとてもすごく配慮があった、おもてなしが良かったという内容を、全国の雑誌に初めてっていうんですか、紹介されました。

タイトルは小さな町の図書館の易しい心づかいというタイトルで、読者コラムの中に、それをコピーさせて頂いたものです。

2段目の下の4行だけ読ませて頂きます。思いがけない「サービス」の優しい心づかいは嬉しく、暖かいものを感じた。帰りに出口で振り返った図書館が大きく感じられた。これが長万部町図書館、何かすごく良いことが書かれていて、たまにこういう良いことも、ちょっと皆さんにご紹介したいと思ってこの席を借りました。以上です。

●木幡町長

ありがとうございます。

こういう情報っていうのはなかなか出てこないもので、よく探しましたね。

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは他に無いようなので、以上で終了し、議長の職を終えさせていただきます。ありがとうございました。

閉会

●事務局（総務課長）

木幡町長ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、平成28年第1回長万部町総合教育会議を終了いたします。皆さんお疲れ様でした。

午後4時40分閉会